

# 令和2年度 PPP/PFI推進に資する支援措置(案)

調査費約116百万円  
(地方負担なし)

支援①～④の募集期間は令和2年1月30日～3月19日。支援期間は令和2年度内を予定。

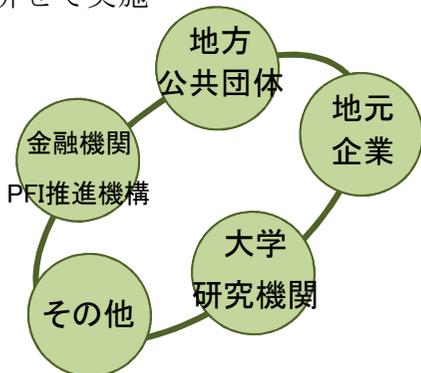
※本募集については、令和2年度予算案が成立した場合に支援(執行)が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、支援の内容、日程等を変更する場合があります。

## ① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

## ② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

(地方公共団体の人口規模は問いません)

## ③ 民間提案活用支援

PPP/PFI事業の実施にあたり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を導入する事業に対して、公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

## ④ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、複数の所管に関わる包括的民間委託等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『事業化前』段階のものが対象となります

